

## 登録免許税法の改正に伴う課税について

登録免許税法（昭和42年6月12日法律第53号）が改正され、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の①液化石油ガス販売事業者の登録、②保安機関の認定、③一般消費者等の数の増加の認可が課税対象となりました。

1. 施行日：平成18年4月1日
2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における課税対象・内容

百 液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録		
(一) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第49号)第3条第1項(事業の登録)の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録	登録件数	1件につき3万円
(二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項(認定)の経済産業大臣がする保安機関の認定(更新の認可を除く)	認定件数	1件につき9万円
(三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項(一般消費者等数の増加の認可等)の規定によりの経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	認定件数	1件につき1万5千円
(四) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第47条第1項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く)	申請件数	1件につき9万円(既に(四)に掲げる登録を受けている者については1万5千円)

### 3. その他

関東東北産業保安監督部の所在地を管轄する税務署(浦和税務署:〒330-9590さいたま市浦和区常盤4丁目11番19号 Tel048-833-2651)に、所定の納付書により納付し(日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む))からの納付可能)、領収印が入った領収証書(納付書の3枚目)を申請時に提出して下さい。

なお、登録免許税法第22条により、納税額が3万円以下の場合は、「収入印紙」によることが認められています。